

# 市職員を募集します

採用予定日 平成23年4月1日

## 試験日と場所

第1次試験 1月30日(日)中央公民館  
第2次試験 2月26日(土)市役所本庁  
受付日時 1月4日(火)～14日(金)8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)  
※郵送の場合は、締切日の消印有効。  
申込書の請求・提出先 三原市試験委員会(職員課内〒723-8601港町三丁目5番1号)  
※郵便で請求する場合は、あて先を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(33cm×24cm以上の大きさ)を同封してください。  
※市ホームページから、試験要項と申込用紙を取得できます。

職種 (試験区分)	採用 予定数	受 験 資 格
消防士	若干名	昭和60年4月2日～平成5年4月1日に生まれた人(平成23年4月1日現在で18歳～25歳)
建築技術職 (社会人)	若干名	昭和46年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた人で、建築技術(建築設計・施工管理)に係る民間職務経験が5年以上あり、一級建築士の資格を有する人(平成23年4月1日現在で25歳～39歳)※国家公務員または地方公務員は受験できません。

問い合わせ先 職員課(市役所本庁3階) ☎0848⑦6025 ㊚0848④7101)

# みはらエコ百景のロゴマークを募集

みはらエコ百景とは、「これは、エコだ!」と思う人・物・事柄を認定し、さまざまなエコ活動を広く紹介していくものです。今回は、そのみはらエコ百景をイメージできるマーク(キャラクターやシンボルマーク)を募集します。

応募期限 1月31日(月)(必着)まで

## 規 格

- ・A4判
- ・画材、画法は自由(手書き、デジタルプリントなど)
- ・未発表でオリジナルの作品に限る

応募方法 デザイン画の裏面に、住所、名前(ふりがな)、電話番号、作品の説明を記入し、申し込み先へ

がな)、電話番号、作品の説明を記入し、申し込み先へ

※採用作品の著作権・使用权、その他一切の権利は、みはらし環境会議に帰属するものとします。詳細は、市ホームページ、応募要領(環境政策課に用意)に掲載しています。

賞 最優秀賞(1点)、優秀賞(3点)

申し込み先 みはらし環境会議事務局(環境政策課内〒723-8601港町三丁目5番1号 ☎0848⑦6194 ㊚0848⑦6199 ㊗kankyoseisaku@city.mihara.hiroshima.jp)

# 皆さんからの意見を募集します～パブリックコメント(市民意見公募)～

パブリックコメントとは、政策案の段階での市の考え方を公表し、市民の皆さんから、意見を募集するものです。

今回は、「きれいな三原マナー条例(仮称)」、「男女共同参画推進条例」、「個人情報保護条例の一部改正案」について、皆さんからの意見を募集します。

## 案件の概要

- 「きれいな三原マナー条例(仮称)」…ポイ捨てによるごみの散乱防止や、喫煙場所の制限、飼い犬のふんの放置禁止など市民のマナー向上をめざすため、新たに制定を予定している条例です。
- 「男女共同参画推進条例」…男女共同参画を推進し、すべての人々が自分らしく生きることができ、お互いを認め合うことのできる社会をめざすため、新たに制定を予定している条例です。
- 「個人情報保護条例の一部改正案」…国の個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ見直すもので、各種規定の追加などを行います。

## 案件の公表と意見提出の期間

1月4日(火)～24日(月)8時30分～17時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

意見を提出できる人 市内に在住・在勤・在学の人か事業所がある個人・法人など



案件の公表場所 案件の担当課、各支所の地域振興課、情報公開コーナー(市役所本庁3階)、市ホームページ

意見の提出方法 所定の意見書(市ホームページ、各公表場所に用意)に住所、名前、連絡先と意見を記入し、Eメール、ファクス、または郵便で、各案件の担当課か各支所の地域振興課へ

※意見に対する個別の回答は行いませんが、市ホームページなどでまとめて、提出された意見と市の考え方を公表します。

問い合わせ先 「きれいな三原マナー条例(仮称)」＝環境政策課(☎0848⑦6194 ㊚0848⑦6199)、「男女共同参画推進条例」＝青少年女性課(☎0848④9234 ㊚0848⑦5912)、「個人情報保護条例の一部改正案」＝総務課(☎0848⑦6176 ㊚0848④7101)

